

# 令和 7 年度篠栗町放課後児童クラブ(学童保育)のご案内

## 【新規児童用】

町立児童館(たけのこ、やまばと、すぎのこ)で実施する放課後児童クラブに入所する児童を募集します。

◆放課後児童クラブの管理運営者について◆

篠栗町の放課後児童クラブ(公設)はエフコープ生活協同組合が指定管理者として管理運営を行っております。

◆申請期間◆ 1月14日(火)～2月7日(金)8時30分～17時まで  
※土・日・祝日は除きます。

◆受付場所◆ 役場こども育成課の10番窓口  
※ 在籍中のきょうだいがいる新規児童は、2月1日(土)まで児童館にて受付します。

◆提出書類◆

※父、母のほか18歳以上65歳未満の同居者(同住所地内に住んでいる人も含む)がいる場合は、保護者と同様、保育が必要であることを証明する書類の提出が必要です。

※きょうだいで申し込みする場合、書類はコピーして各々添付してください。

書類 必須		放課後児童クラブ入所申請書 ※児童1人につき1枚必要です。
証明 する 書類  保護者の 保育が 必要で ある ことを	就労(自営)している	就労証明書 ※自営業の場合は、就労内容を示す書類と一緒に提出してください。(許可書・届書・会員証など)
	求職中である	就労誓約書
	介護・看護している	介(看)護申出書と介(看)護される方の証明できる書類(認定通知や手帳、診断書など)
	疾病等療養中である	医師の診断書など
	心身の障がいがある	身体障害者手帳・療育手帳の写し、または医師の診断書
	就学している	在学証明書(学校の様式で結構です)
	妊娠・出産予定である	母子手帳(出産予定日がわかるもの)
	卒業予定の 高校3年生	学生証のコピーおよび申立書(卒業後の進路について記入し、4月以降に証明書の提出)
免除 負担 金の	ひとり親家庭である	児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証の写し、戸籍謄本など
	生活保護世帯である	生活保護受給カードの写し

## 1. 放課後児童クラブとは

就労や病気等の理由で、保護者が家庭保育できない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図ることを目的として、町立児童館および小学校で実施しています。

## 2. 対象児童

篠栗町内の小学校に通う小学生(令和7年度入学、進級の児童)で、同居する18歳から64歳までの人が、下記の保育を必要とする事由のため、継続して家庭保育することのできない児童。

1	就労・自営	育児休業中は利用できません。育児休業の終了に伴い利用申請する場合は、児童の入所月までに復帰する必要があります。
2	求職	入所後3カ月以内に就労する必要があります。
3	介護・看護	介護・看護に要する期間利用可能です。
4	疾病・障がい	療養に要する期間利用可能です。
5	就学	就学期間の月末まで利用可能です。
6	妊娠・出産	出産(予定)月を含まない前2カ月、後2カ月の最長5カ月(月単位)利用可能です。

## 3. 実施場所

クラブ名	実施場所	住所	電話番号	校区
やまばと児童クラブ	やまばと児童館	中央三丁目16番12号	947-7047	篠栗
たけのこ児童クラブ	たけのこ児童館	尾仲709番地1	947-7252	勢門
すぎのこ児童クラブ	すぎのこ児童館	津波黒四丁目6番20号	947-6554	北勢門

**※児童館以外に放課後児童クラブ専用施設や各校区の小学校でも実施する場合があります。**

## 4. 開所時間

平日・・・放課後～18時(延長は19時まで)

土曜日・・・8時～18時(延長は19時まで)

学校休業日・・・8時～18時(延長は19時まで)

※日曜、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

※その他災害等により、開設時間が変更になる場合があります。

## 5. 申請について

すべての必要書類を揃えて、役場こども育成課10番窓口にご提出ください。

年度途中の申請は随時受け付けますが、定員に空きがない場合はすぐに入所できないことがあります。

## 6. 保護者負担金(学童保育料)およびおやつ代

学童保育料	児童 1 人につき月額 4,000 円 (8 月は 6,000 円)
延長保育料 (18 時から 19 時)	児童 1 人につき月額 3,000 円 児童 1 人につき日額 500 円
おやつ代	児童 1 人につき月額 1,500 円

※保護者負担金及びおやつ代は、口座振替を実施しています。翌月 25 日(銀行休業日の場合は、翌営業日)に引き落としされます。新規に利用が決定した方にはエフコープ生活協同組合より口座振替依頼書を送付します。登録口座を変更したい場合は児童館へお尋ねください。

※きょうだい 2 人以上通所の場合、第 2 子以降は 1 か月につき学童保育料の半額を免除します。

※生活保護家庭の児童の学童保育料は 1 か月につき全額、ひとり親家庭の児童の学童保育料は半額を免除します。その際には、証明する書類の提出が必要です。(生活保護受給者カード、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療証など)

※日額の延長保育料は翌月 25 日に口座振替にて納付していただきます。

## 7. 入所決定と通知について

入所の可否は 2 月末に各人宛に通知します。入所希望者が定員を超える場合は、選考により入所者を決定します。新規入所児童に対しては入所説明会および面接を実施します。

入所説明会 3 月 1 日(土) 各校区の児童館で開催

※時間は、入所決定後エフコープ生活協同組合よりお知らせいたします。

## 8. 選考に外れた場合の取り扱いについて

児童館での放課後児童クラブの選考に外れた場合は春休み拡大児童クラブの申請が可能です。申請書の記入欄にご希望を記載ください。

## 9. 入所決定辞退について

入所承諾決定後、利用開始前に利用を辞退する場合は「入所辞退届」が必要となります。3 月 3 日(月)～3 月 14 日(金)の間に役場こども育成課へ辞退届をご提出ください。

## 10. スポーツ安全保険料の徴収について

放課後児童クラブを利用する児童の万が一に備え、財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入していただきます。掛け金(年間)800 円を児童館にお支払いください。

詳細は入所決定後、エフコープ生活協同組合よりご案内する、「篠栗町放課後児童クラブ入所のしおり」をご確認ください。

## 11. 注意事項等

- ・お子様の送迎は、保護者の責任でお願いします。
- ・欠席する場合は、事前に児童館職員に連絡してください。
- ・10日以上連続して欠席する場合や、退所する場合は、所定の届出書を事前に提出してください。
- ・児童の怪我や病気のため急を要する場合は、直ちに医師の手当を受けさせることがあり、その場合の経費は保護者負担とします。
- ・入所後に家庭状況や保護者の勤務先等、提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。
- ・児童が施設および施設内で使用している物を故意に破損した場合には、保護者の方に弁償していただく場合があります。
- ・持病がある方は、ご相談ください。
- ・申し込みの際に虚偽の記載がある場合は、入所できない場合があります。
- ・入所決定の際は、安心メール・コドモンアプリの登録をお願いします。

## 12. 認定こども園での学童保育について

町内の認定こども園でも学童保育を実施しています。申請書の配布、申請の受付は各認定こども園で行います。詳細は各園へお問い合わせください。

【申請期間】 1月14日(火)～2月7日(金) 日、祝日を除く

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| ○あすなろ児童クラブ    | 津波黒2丁目24番20号 | 電話 948-2263 |
|               | 申請受付時間       | 13時～19時     |
| ○キッズドリーム児童クラブ | 尾仲588番地1     | 電話 947-4591 |
|               | 申請受付時間       | 8時～18時      |

◆問い合わせ◆

篠栗町こども育成課児童係 電話: 947-1373(直通)